

三大都市圏に向けたテレビ番組等制作及び放送業務に関するプロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 委託業務名

三大都市圏に向けたテレビ番組等制作及び放送業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

中海・宍道湖・大山圏域市長会（出雲市、松江市、安来市、米子市、境港市で構成される組織。以下「本市長会」という。）では、これまで首都圏、中京圏、関西圏（以下「三大都市圏」という。）から中海・宍道湖・大山圏域（以下「本圏域」という。）への誘客につながる取組みを展開してきたところである。本業務では、テレビ番組等の映像媒体を活用して、本圏域の魅力、観光資源を三大都市圏に向けて情報発信することにより、本圏域の認知度を向上させ、また本圏域への観光需要を喚起し、三大都市圏からの更なる誘客促進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別に定める三大都市圏に向けたテレビ番組等制作及び放送業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託料予定額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(5) 選定方法

公募型プロポーザル（企画提案）方式による選定

2 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 法人格を有すること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(イ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）

(ウ) 参加希望書の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けている者

(エ) 消費税及び地方消費税を滞納している者

(オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者

(2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加希望書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から最優秀提案者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

3 事務担当

中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局（松江市玉湯支所内）

住所 〒699-0292 松江市玉湯町湯町1793番地

電話 0852-55-5056 ファクシミリ 0852-55-5058

電子メール dandan-summit@nakaumi.jp

4 手続等

(1) 参加希望書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により申込みをすること。

ア 提出期限

平成28年9月15日（木）午後5時

※受付時間は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出書類

(ア) 参加希望書（様式第1号）

(イ) 参加資格に関する申立書（様式第2号）

(ウ) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日時時点で、交付の日から3か月を経過していないものに限る。）

(エ) 消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する書面

(オ) 役員等調書兼照会承諾書（様式第3号）

(カ) 本業務と類似の業務を処理した実績を有することを証する書類（契約書の写し）

※（ウ）、（エ）及び（オ）については、「1 業務概要の（2）」に掲げる5市のいずれかにおいて指名競争入札の参加資格を有する者は、提出することを要しない。

ウ 提出方法

3の事務担当に提出すること。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、提出期限までに到達すること。

エ 提出部数

1部

(2) 参加資格の審査

参加資格の審査結果は、平成28年9月21日(水)までに、参加希望書を提出した者に対し、文書及び電子メールにより通知する。

(3) 本プロポーザルに関する質問及び回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。

ア 提出期限

平成28年9月15日(木)午後5時

イ 提出方法

3の事務担当宛てに、質問書(様式第4号)を電子メールに添付して送付すること。この場合において、件名は、「プロポーザルに関する質問」とすること。

ウ 回答方法

平成28年9月21日(水)までに、参加希望書を提出した者全員に対し、ファクシミリ又は電子メールにより通知する。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

平成28年9月26日(月)午後5時

※受付時間は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出書類

(ア) 企画提案書

企画提案書は、次に掲げるところに従い、任意の様式により作成すること。また三大都市圏のうち、最低でも一つの都市圏は対象とすること。

a 提出部数 10部

b 企画提案書の種類

企画提案書の種類は、以下の(a)から(d)の4種類とし、複数の都市圏を対象とする場合、それぞれで企画提案書を作成すること。対象とする都市圏が一つの場合は、(a)から(d)のうち、1種類を作成すれば良い。

(a) 三大都市圏すべてを対象とするもの。(全国を対象とするものを含む。)

(b) 首都圏を対象とするもの。

(c) 中京圏を対象とするもの。

(d) 関西圏を対象とするもの。

c 内容

(a) 企画の全体概要について、提案のコンセプト、期待される効果等を示すこ

と。

(b) 本業務について、制作するテレビ番組等映像の内容、放送地区（エリア）、放送局、放送時間、期待される効果、その他必要と思われる事項等を示すこと。

(c) 本業務の実施状況及び事業効果を報告するに当たり、報告書に記載する内容（事業内容及び事業効果の把握に必要な事項）を示すこと。

(d) 本業務を実施するスケジュール及び作業フロー（主な作業内容、役割分担も記載）を示すこと。

(e) 本業務の実施における、自社及び再委託先の人員体制を示すこと。

(f) (a) から (e) までに掲げるもののほか、本業務に関連する提案（任意）

(イ) 見積書（任意様式）

a 三大都市圏のうち、複数の都市圏を対象とする場合、それぞれの金額を算出し、記載すること。

b 経費の明細を算出し、その金額を記載すること。

c 企画提案書とは別にとじること。

(ウ) 会社概要（任意様式）

(エ) 業務実績調書（任意様式）

過去に本業務と同種又は類似の業務を実施した実績と成果について、その内容を記載すること。

ウ 提出方法

3の事務担当に提出すること。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、提出期限までに到達すること。

5 審査、評価及び選定の方法

(1) 本プロポーザルにおける審査

本プロポーザルにおける審査は、三大都市圏に向けたテレビ番組等制作及び放送業務委託事業者選考委員会設置要綱（平成28年9月8日施行）に基づき設置する三大都市圏に向けたテレビ番組等制作及び放送業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において行う。

(2) 第1次審査の実施

企画提案書を提出した者（以下「企画提案者」という。）の数が5社を超えた場合に実施する。

なお、企画提案者の数が5社を超えない場合は、全ての企画提案者を第2次審査の対象とする。

ア 選定方法

企画提案書の評価に基づく。

イ 審査結果の送付

審査結果は、審査の対象となった全ての企画提案者に対し、文書及び電子メールにより通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては、受け付けないものとする。

(3) プレゼンテーションの実施

第1次審査の通過者に対し、プレゼンテーションの機会を設ける。参加については任意で第1次審査の通過者に対し、別途参加・不参加について確認する。

ア 実施日及び会場

(ア) 実施日 平成28年10月4日(火) 予定

(イ) 会場 第1次審査の通過者に対し、別途通知する。

イ プレゼンテーション時間

各提案につき40分(提案の説明20分及び質疑応答20分)以内

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、企画提案書を受け付けた順に、個別に実施する。

(イ) 提案の説明の際にプロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。

エ 企画提案書等の取扱い

(ア) 著作権は、企画提案者に帰属する。

(イ) 本業務の受託者の選定を行うために必要な範囲について、企画提案書を複写することがある。

オ 第2次審査の実施

企画提案書の内容について、企画提案選定評価基準に基づき第2次審査を行い、以下の(ア)から(エ)の部門ごとに、得点数の高い者から順位を付する。

(ア) 三大都市圏すべてを対象とするもの。(全国を対象とするものを含む。)

(イ) 首都圏を対象とするもの。

(ウ) 中京圏を対象とするもの。

(エ) 関西圏を対象とするもの。

(ア)から(エ)の部門ごとの、最も得点数の高い者の中から、一社ないし複数社、選定委員会により、優秀提案者を決定する。

なお、企画提案者が1者のみの場合であっても、当該企画提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。

選定結果は、第2次審査の対象となった全ての企画提案者に対し、文書及び電子メールにより通知する。

また、選定結果についての異議申立ては、受け付けないものとする。

カ 企画提案選定評価の視点

(ア) 企画全体

企画内容全体が事業の趣旨に沿っているか。また、本圏域の観光の現状及び施策

への理解度は高いか。

(イ) テレビ番組等制作及び放送業務

テレビ番組等映像の内容、放送地区、放送局、放送時間等は、本圏域の魅力、観光資源を十分に情報発信できる仕様であるか。また、業務の実施状況及び事業効果報告の内容は適切か。

(ウ) その他

テレビ番組等制作及び放送業務以外の効果的な提案はあるか。

(エ) 業務遂行能力

実現性があり、高い効果を見込むことができるスケジュール及び作業フローが提案されているか。本業務の円滑な実施を期待できる体制が提案されているか。また、過去に本業務と同種又は類似の業務を実施した実績、その他豊富な経験を有しているか。

(オ) 効率性

見積金額は、予算の範囲内で、妥当な金額と認められるか。また提案内容との整合性はあるか。

6 提案の無効

本プロポーザルの参加者（以下単に「参加者」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、選考委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載しているとき。
- (3) 2（1）イに掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 見積金額が予定価格を超えているとき。
- (5) この要領に定められた方法以外の方法により、選考委員会の委員その他の関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めたとき。

7 契約の締結

- (1) 優秀提案者として選定された者、一社ないし複数社と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、5（3）オによる順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 5（3）オの（ア）から（エ）に掲げる部門ごとに、優秀提案者として選定された者と契約締結を行う可能性がある。
- (3) 契約締結の交渉に当たっては、当該交渉の相手方とする参加者が提案した業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて協議するものとする。

8 その他

- (1) 企画提案書は、仕様書に定めるところにより作成すること。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の作成のために本市長会から受領した資料等は、本市長会の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 参加者は、参加希望書の提出をもって、この要領及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。
- (7) この要領に記載のない事項については、仕様書によるものとする。

9 スケジュール

参加希望書等提出期間	平成28年9月8日から9月15日まで
質問書提出期間	平成28年9月8日から9月15日まで
質問書回答	平成28年9月21日
参加資格審査結果通知	平成28年9月21日
企画提案書の提出期限	平成28年9月26日
第1次審査の結果通知	平成28年9月29日（予定）
プレゼンテーションの実施日	平成28年10月4日（予定）
第2次審査の結果通知	平成28年10月7日（予定）